

14 医療業関係の廃棄物

(1) 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

病院、診療所（保健所、血液センター等はこちらに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る。）から排出される廃棄物は次のように分類されます。

種類	例
燃 え 殻	焼却灰
汚 泥	血液（凝固したものに限り。）検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
産 業 廃 棄 物 廃 アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の廃液
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴ ム く ず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
金 属 く ず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一 般 廃 棄 物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

(2) 感染性廃棄物とは

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

感染性産業廃棄物は廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物として指定されており、通常の廃棄物とは異なる処理基準や管理基準等に基づいて処理しなければなりません。

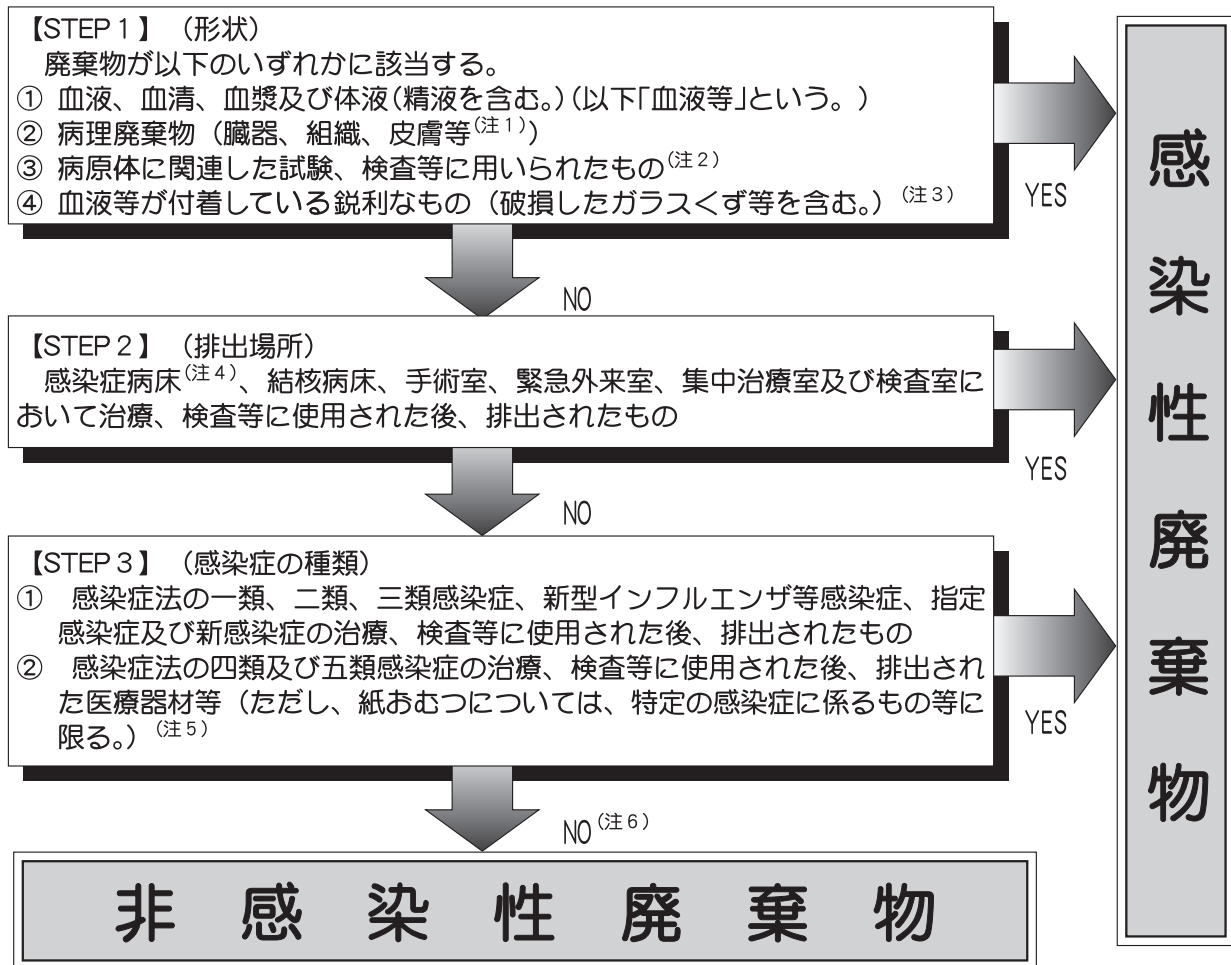
感染性廃棄物の取扱いは、環境省において取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和5年5月改訂）※1も参照してください。

新型コロナウイルスについては、最新の環境省通知及び「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月環境省環境再生・資源循環局）」※2を参考にしてください。

※1・・・<https://www.junkan.or.jp/hp/wp-content/uploads/2023/05/感染性廃棄物処理マニュアルR505.pdf>

※2・・・<https://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

感染性廃棄物の判断フロー



（注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1） ホルモン固定臓器等を含む。
 （注2） 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
 （注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
 （注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
 （注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
 なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ^{*}は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

^{*}感染症ごとの紙おむつの取扱いについては「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を参考にしてください。

(3) 施設内における感染性廃棄物の処理

施設内では次に示すように、発生から処理までの各段階において適正に取り扱ってください。また、施設内で処理できない場合は専門の許可業者に委託してください。

① 分別

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出しましょう。

医療関係機関等から発生する廃棄物は感染性廃棄物とその他の廃棄物とに分けられますが、感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底の観点からより安全に配慮した取扱いを必要としますので、廃棄物の発生時点において他の廃棄物と分別してください。なお、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の取扱いをする場合はこの限りではありませんが、別々の形態、方式で処理を行う場合は、必ず区分しなければなりません。

● 発生時点で分別してください

- ・液状又は泥状のものと固形状のものは分別する。
- ・鋭利なものは他の廃棄物と分別する。

■ 検査室



■ 診察室



● 後で分けるのは危険です!!
必ず発生した場所、発生した
時点で分けましょう。

② 施設内での移動

感染性廃棄物施設内における移動は、途中で内容物が飛散、流出しないように密閉容器に入れて行いましょう。

梱包前の感染性廃棄物は、蓋のついた容器に入れて蓋をすること等により、移動の途中で飛散、流出するおそれがないようにし、カート等により移動させてください。

③ 施設内での保管（法第12条の2第2項）

- 1 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間としましょう。
- 2 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければなりません。
- 3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすいところに感染性廃棄物の存在の表示（P14参照）と、取扱いの注意事項等（下図参照）を記載しなければなりません。

※腐敗するおそれのあるものをやむを得ず長期間保管する場合には、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫に入れること等、当該感染性廃棄物が腐敗しないように必要な措置を講じなければなりません。
※保管は、保管施設により行い、感染性廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないように必要な措置を講じなければなりません。



注 意

- 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外の立ち入り禁止
- 許可なくして容器等の持出し禁止
- 容器等は破損しないように慎重に取扱うこと
- 容器等の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください

管理責任者
連絡先TEL

④ 梱包・表示（令第6条の5第1項第1号イ）

感染性廃棄物は密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有する容器に入れて、密閉しなければなりません。

また、容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し換えることは、飛散・流出の観点から好ましくないもので、できるだけ行わないでください。

なお、容器には廃棄物の種類が分かるようにバイオハザードマーク等により表示をしましょう。

●感染性廃棄物の性状に応じて、次の容器を使用してください。

同一の処理施設で処理される場合は、必要に応じ一括梱包できます。なお、その場合には、廃棄物の性状に応じた容器の材質等をあわせ持つものを使用して下さい。

ア 鋭利なもの
（黄色のマーク）



針などを通さない堅牢なもの
（金属製、丈夫なプラスチック製等）

イ 固形状のもの
（橙色のマーク）



丈夫なプラスチックの二重の袋
や堅牢な容器

ウ 液状または泥状のもの
（赤色のマーク）



液がもれない密閉できるもの

非感染性廃棄物ラベルの例

※非感染性の廃棄物であっても、外見上感染性廃棄物との区別がつかないこと等から、非感染性であることを明記したラベルを付けるようにしてください。

なお、ラベルの使用は、関係者間で合意したものを使用して下さい。

非感染性廃棄物	
医療機関等名	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
排出年月日	

⑤ 施設内処理（平成4年7月3日厚生省告示第194号）

感染性廃棄物は、原則として、医療関係機関等の施設内において、次のとおり焼却、熔融、滅菌又は消毒等を行ってください。

（廃プラスチック類を0.1t/日を超えて処理できる焼却炉は、廃棄物処理法上の許可が必要であり、維持管理基準が適用されます。）

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 熔融設備を用いて熔融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）
- ⑤ 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法や感染症法等で規定する方法とし、さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

処理施設がない場合や、あっても性能的に適正処理が期待できない場合、あるいは周辺の生活環境の保全上施設の稼働が好ましくないときは、特別管理産業廃棄物処分業者に委託して処理しなければなりません。

(4) 感染性廃棄物の収集・運搬（令第6条の5）

感染性廃棄物の収集・運搬にあたっては、次のことにしたがって行わなければなりません。

- ① 感染性廃棄物が飛散したり流出したりしないようにし、密閉容器に入れること。
 - ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境に支障を生じないようにすること。
 - ③ 収集運搬の際には、感染性廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を作成し携帯する。又は運搬容器に当該事項が表示されていること。
 - ④ 感染性廃棄物は他の廃棄物と混載しないこと。
 - ⑤ 原則として、収集後、直接処理施設へ運搬すること。
 - ⑥ 積替える場合はあらかじめその後の運搬先が定められていること。また、適切に保管できる量を超えたり、感染性廃棄物が腐敗しないようにすること。
- ※事故防止のため、作業中はゴム手袋又はプラスチック手袋、保護メガネや保護マスク等を着用しましょう。また、緊急時における連絡体制等を備えておきましょう。



運搬車両は屋根が付いたボックスタイプのものか、荷台に丈夫な覆いを設けるなどの措置をしたものとし、雨などによる影響を受けないようにしなければなりません。

また、運搬車両には収集運搬基準で定められた表示及び書面を備え付けなければなりません。

(P16 参照)

(5) 管理体制の確立

● 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

施設内での感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

感染性産業廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理責任者は、次のいずれかの者でなければなりません。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- (2) 2年以上廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

● 帳簿の記載等（規第8条の18）

特別管理産業廃棄物である感染性産業廃棄物を排出する事業者については、事業場ごとに次の内容を記載した帳簿を備え、毎月末までに前月分について記載を終了するとともに、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 運搬年月日		2 処分年月日
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量		3 処分方法ごとの処分量
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量		4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

備考 運搬又は処分に係る特別管理産業廃棄物に、二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定に係る産業廃棄物が含まれる場合は、各区分に応じそれぞれの事項について、当該特別管理産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

● 処理計画の作成

施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を今までの実績をもとに把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を作成しましょう。（処理方法等が追加された場合など必要に応じて見直しをしましょう。）

また、必要に応じて管理規程を作成し、感染性廃棄物についての、具体的な取り扱い方法（排出、分別、梱包、保管、処理等に係る具体的な実施細目）、注意事項を定め、処理計画書とともに冊子として編集し、施設内の関係者への周知を図ってください。

施設内で滅菌、消毒などの処理を行い、感染性廃棄物を非感染性廃棄物になるように処理する場合にあっては、感染性廃棄物の発生から滅菌又は消毒処理するまでの間について感染性廃棄物として記載してください。なお、非感染性廃棄物となったものについては、非感染性廃棄物として処理計画を定めてください。

処理計画の策定についてはP49も参考にしてください。多量排出事業者該当する場合は、産業廃棄物処理計画を策定し提出する必要があります。（法第12条第9項、法第12条の2第10項）

● 処理計画に関する事項

- (1) 発生状況
- (2) 分別方法
- (3) 施設内の収集運搬方法
- (4) 滅菌等の方法（施設内で処理を行う場合に限る。）
- (5) 梱包方法
- (6) 保管方法
- (7) 収集運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約の写し（業者に委託する場合に限る。）
- (8) 緊急時の関係者への連絡体制

